

## 平成 29 年 第 12 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 22 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (35 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員
9 番 中村勝郎 委員	10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員
12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員
15 番 香月幸雄 委員	16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員
18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員
21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員
24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員
27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員
30 番 永石恒弘 委員	31 番 岩永廣康 委員	32 番 南條喜代己 委員
33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員
36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員	
4. 欠席委員 (2 人)

5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
-------------	-------------
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - (4) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (11 号) の承認決定について
  - (5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第 13 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ				

## 7. 会議の概要

事務局長 おはようございます。ただいまより、平成 29 年 11 月第 12 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんおはようございます。

本日は第 12 回農業委員会総会ということでご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 本日は、5 番井上保博委員、6 番木室徳好委員より欠席の連絡があつております。本日の出席委員は 37 名中 35 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則によりまして会長が務めるとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、7 番の吉原春樹委員、8 番の赤坂隆義委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 192 号 =

議長 それでは、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 192 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 192 号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福田字郷東〇〇番、面積が田 642 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移東の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移東の〇〇さんです。

耕作面積は、田 13,089 m<sup>2</sup>、畑 376 m<sup>2</sup>、計 13,465 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

議案位置図につきましては 1 ページをご参照ください。

申請の事由としまして、譲渡人の要望となっております。譲受人である〇〇さんは、兼業農家として 40 年以上農業に従事されております。申請地は位置図からもわかりますとおりに、〇〇さん宅に隣接をしております。耕作の面からも購入をしたいとして申請を出されております。今回購入されます農地含めて、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等

も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 30 日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。譲受人は勤めの傍ら、現在、米、大豆を中心に約 1.3ha を耕作されています。今回の申請農地については、譲渡人と譲受人の家の間にある農地で、譲渡人側では圃場管理が困難であったため、売渡しを希望されました。譲受人は今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 192 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 193 号＝

議長 続きまして、議案番号第 193 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 193 号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字遠江字三本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田の 5,802 m<sup>2</sup>、畑 437 m<sup>2</sup>、合計 6,239 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字廿治〇〇番地、廿治新村南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福田〇〇番地、秀津一区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 58,098 m<sup>2</sup>、畑 795 m<sup>2</sup>、計 58,893 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男1名、女1名です。

議案位置図につきましては2ページ、3ページをご参照ください。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。申請地は、〇〇さんが購入をされる宅地周りの田であります。譲受人である〇〇さんは、専業農家として、米、麦、大豆、蓮根などをされており、今回購入される農地を含め、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として10月31日に譲受人及び事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、麦、大豆、蓮根を中心に約5.3haを作付けし営農されております。今回の申請については、譲受人が転居されるにあたり、転居先の宅地等の購入に合わせ、その周りの農地も購入されるものであります。譲受人は今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。宅地は購入されていないのでしょうか。

〇番 宅地はあとで購入されるそうです。

〇番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第193号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 193 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 194 号＝

議長 続きまして、議案番号第 194 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 194 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字大渡字喜佐木〇〇番、面積は田の 4,950 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の祖父である〇〇さんです。借受人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の孫である〇〇さんです。

耕作面積は、田 4,950 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由としまして、孫に対しての使用貸借権の設定です。期間は平成 29 年 11 月 6 日から平成 39 年 11 月 5 日までの 10 年間となっております。申請地は現在、3 条の期間借地契約をされておりますが、それを解約して通年での使用貸借権設定をされるものです。借受人の〇〇さんは認定新規就農者で、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 194 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 194 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 195 号＝

議長 続きまして、議案番号第 195 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 195 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字大渡字喜佐木〇〇番、田 2,000 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字大渡〇〇番地、喜佐木の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 4,253 m<sup>2</sup>、畑 9,364 m<sup>2</sup>、合計 13,617 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、子に対しての使用貸借権の設定です。期間は平成 29 年 11 月 6 日から平成 39 年 11 月 5 日までの 10 年間となっています。〇〇さんは、兼業農家として 40 年間農業に従事をされていて、申請農地を含め、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 195 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 195 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 196 号＝

議長 続きまして、議案番号第 196 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 196 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田 19,173 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 42,299 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は、子に対する贈与で、相続時精算課税制度を適用されております。譲受人である〇〇さんは、専業農家として45年間農業に従事をされております。今回譲受されます農地を含め、すべての農地において、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第196号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第196号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第197号 =

議長 続きまして、議案番号第197号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第197号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字福富字一本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字二本柳〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田10,818㎡、畑249㎡、合計11,067㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、中区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、中区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田13,476㎡、畑249㎡、合計13,725㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は平成29年12月1日から50年間です。〇〇さんは、兼業農家として28年間農業に従事をされています。今後もすべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 197 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 197 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第 198 号=

議長 続きまして、議案番号第 198 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 198 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字福富字東観音〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富字三番搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田 23,361 m<sup>2</sup>、畑 20,520 m<sup>2</sup>、合計 43,881 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 27,776 m<sup>2</sup>、畑 38,851 m<sup>2</sup>、合計 66,627 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は平成 29 年 12 月 1 日から 50 年間です。〇〇さんは、米、麦、玉葱、蓮根等の専業農家で、今回は移譲年金受給継続の再設定のために申請をされています。すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 198 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 198 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第 199 号=

議長 続きまして、議案番号第 199 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 199 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字福富下分字第一田渕〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、面積は田 11,055 m<sup>2</sup>、畑 8,157 m<sup>2</sup>、合計 19,212 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 12,191 m<sup>2</sup>、畑 8,157 m<sup>2</sup>、合計 20,348 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は平成 29 年 12 月 1 日から 50 年間です。〇〇さんは、兼業農家として 30 年間農業に従事をされています。今回は移譲年金受給継続の再設定のために申請をされています。すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 199 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 200 号＝

議長 続きまして、議案番号第 200 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 200 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字福富下分字七搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字八平字新開〇〇番、面積が田 10,521 m<sup>2</sup>、畑 1,982 m<sup>2</sup>、合計 12,503 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 10,521 m<sup>2</sup>、畑 1,982 m<sup>2</sup>、合計 12,503 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間は平成 29 年 12 月 1 日から 50 年間です。〇〇さんは、兼業農家として米、玉葱の作付けをされておりまして、今回は移譲年金受給継続の再設定のために申請をされています。すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 200 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 200 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 201 号＝

議長 続きまして、議案番号第 201 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 201 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字牛屋字東谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字牛屋字彦松搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字牛屋字奥種搦〇〇番、大字新明〇〇番、大字新開〇〇番、面積は田 12,575 m<sup>2</sup>、畑 3,134 m<sup>2</sup>、合計 15,709 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 18,184 m<sup>2</sup>、畑 3,134 m<sup>2</sup>、合計 21,318 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由としまして、子に対する贈与です。相続時精算課税制度を適用されております。譲受人である〇〇さんは、専業農家として 37 年間農業に従事をされており、今回贈与された農地を含め、すべての農地において、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 201 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 201 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 202 号＝

議長 続きまして、議案番号第 202 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 202 号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字深浦字坊ヶ谷〇〇番、〇〇番、大字深浦字四本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字深浦字三本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積が田 7,618 m<sup>2</sup>、畑 1,523 m<sup>2</sup>、合計 9,141 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 7,618 m<sup>2</sup>、畑 1,523 m<sup>2</sup>、合計 9,141 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、子に対する贈与で、相続時精算課税制度を適用されております。譲受人である〇〇さんは、兼業農家として、15 年間農業に従事をされております。今回譲受されます農地を含め、すべての農地において、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 202 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 202 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 203 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 203 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 203 号。

申請農地の表示。大字福富字三軒家〇〇番、畑 102 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 43 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 138 m<sup>2</sup>、合計 283 m<sup>2</sup>です。

申請者は白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

転用目的は農家住宅、農業用倉庫及び農舎です。

転用の事由は、申請地〇〇番については平成 9 年ごろから農家住宅として、〇〇番は昭和 52 年ごろから農業用倉庫として、〇〇番は平成 11 年ごろから農機具を保管する農舎として造成を行っていた。始末書が添付をされています。

事業または施設の概要は、農家住宅 310.00 m<sup>2</sup>、農業用倉庫 160.00 m<sup>2</sup>、農舎 40.00 m<sup>2</sup>、物置小屋 15.00 m<sup>2</sup>、資材置場 12.00 m<sup>2</sup>、その他 142.00 m<sup>2</sup>です。宅地が同時利用でございます。

位置及び影響等は、東が田、西が田・宅地、南が宅地・道路、北が田です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告をされております。

農地区分としましては第 1 種農地で、原則転用は不許可でございます。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張で拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るということで、宅地の面積が 776.28 m<sup>2</sup>になっております。宅地周りの狭小な農地で、周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。議案位置図は 4 ページから 6 ページをご参照ください。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な農家住宅、農業用倉庫、農舎の整備を目的とするものであります。隣接する宅地と併せての利用であり、申請内容などから見ても周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても、何ら問題ないと考えます。またすでに無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 203 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 203 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 204 号＝

議長 続きまして、議案番号第 204 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 204 号。

申請農地の表示。大字坂田字二本柳〇〇番、田 103 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 93 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 150 m<sup>2</sup>、合計 346 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さんです。

転用目的は農家住宅、農業用倉庫、農舎、駐車場、車庫及び庭です。

転用の事由は、申請地〇〇番については平成 6 年ごろから農業用倉庫と車庫として、〇〇番は昭和 62 年ごろから住宅と庭と駐車場として、〇〇番は一部を昭和 63 年ごろから駐車場として、一部を平成 28 年から農機具を保管する農舎として造成を行っていた。始末書が添付をされています。

事業または施設の概要は、農家住宅 271.00 m<sup>2</sup>、農業用倉庫 212.00 m<sup>2</sup>、車庫 58.00 m<sup>2</sup>、農舎 60.00 m<sup>2</sup>、駐車場 94.00 m<sup>2</sup>、庭 55.00 m<sup>2</sup>、その他 86.00 m<sup>2</sup>です。宅地が同時利用でございませう。

位置及び影響等は、東が田・宅地、西が田・宅地、南が道路、北が田・宅地です。面積の検討は適当です。

その他参考事項としましては、〇〇番と〇〇番が農振除外の見直し決定が平成 10 年 10 月 23 日になされております。〇〇番は平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がなされております。

議案位置図は 7 ページから 9 ページをご参照ください。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項としまして、〇〇番と〇〇番は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、〇〇番は、概ね 10ha 以上の規模の団の農地の区域内にある農地。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理してあります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇〇委員が本日欠席となっております。地元農業委員の補足説明につきまして、口述書を預かっておりますので代読させていただきます。

地元農業委員として10月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、日常生活並びに営農において必要不可欠な農家住宅、農業用倉庫、農舎、駐車場、車庫、庭の整備を目的とするものであります。隣接する宅地と併せての利用であり、申請内容などから見ても周辺農地への影響もなく、転用許可基準から判断いたしましても、何ら問題ないと考えます。また、すでに無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第204号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第204号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第205号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第205号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第205号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字遠江字三本松〇〇番、畑の27㎡、同じく〇〇番、畑75㎡、合計102㎡です。

譲渡人は、白石町大字廿治〇〇番地、廿治新村南の〇〇さん。譲受人は、白石町大字福田〇〇番地、秀津一区の〇〇さんです。

転用目的は、農機具置場です。

転用の事由は、現在、妻、子と共に借家で暮らしているが、手狭であるのに加え、農業用機械・資材の管理に苦慮していた。このたび、申請農地に隣接する農業用倉庫付きの空き家を購入することにしたが、既存の農業用倉庫のみでは農機具の収納スペースが不足するため、申請農地を農機具置場として整備したい。

事業または施設の概要は、農機具置場 102.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地・ため池、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項として、平成 26 年 12 月 4 日に農振除外の見直し決定公告がされております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限っております。既存の施設につきましては、宅地が 750 m<sup>2</sup>でございます。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 31 日に譲渡人及び事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、譲受人が転居されるにあたり、申請地周りの宅地や農地等を購入されることになりましたが、既存の農機具倉庫では収納スペースが手狭であったことから、申請地の農機具置場を整備されるものであります。既存の施設と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていられることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 205 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 205 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 206 号 =

議長 議案番号第 206 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 206 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字廿治字四本杉〇〇番、畑の 42 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字廿治〇〇番地、廿治新村北の〇〇さん。譲受人は、鹿島市大字山浦乙〇〇番地、鹿島市の〇〇さんです。

転用目的は、宅地進入路です。

転用の事由としまして、家屋解体工事に伴う進入路を確保するためということです。

事業または施設の概要は、宅地進入路 42.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が宅地、南側が道路、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、軌道の停車場または船舶の発着所、県庁、市役所、町役場（それらの支所を含む）、または、自動車ターミナル法に規定するバスターミナルから概ね 500m 以内。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。この位置につきましては、町役場から 500m 以内ということでございます。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在鹿島市にお住まいで、今後、申請地に隣接する住宅を取り壊され、住宅を新築される予定とのことです。その取り壊す予定の住宅が農地に挟まれた長さ約 20m、幅約 2m の宅地進入路がある住宅で、その宅地進入路の道幅が狭く、取り壊す際に家屋解体用の車両も通れないような状況です。また家屋解体後にも宅地進入路は利用をすることから、今回、家屋解体に併せて宅地進入路の拡幅を行われるものです。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長並びに隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断します。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。  
〇〇さんがそこに住まれるのですね、家造って。

○番 そうです。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 206 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 206 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 207 号＝

議長 続きまして、議案番号第 207 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 207 号。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

申請農地の表示。大字坂田字二本松籠〇〇番、田の 330 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 173 m<sup>2</sup>、合計 503 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字築切〇〇番地、一の籠の親である〇〇さん。借受人は、同じく白石町大字築切〇〇番地、一の籠の子である〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅です。

転用の事由としまして、借受人の実家は兄が継いでおり、現在、借受人は親と兄らと同居しているが、借受人に子供が生まれ家族 3 人で生活する住居を新築することになった。申請地は母親である貸付人の実家の隣接地で子育てにも便利がよいため、母名義の農地を借り受けて住宅を建築したい。

事業または施設の概要は、一般住宅 143.40 m<sup>2</sup>、駐車場 57.70 m<sup>2</sup>、庭 41.70 m<sup>2</sup>、その他 260.20 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が宅地、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しの決定公告をされております。位置図につきましては 16 ページから 18 ページをご参照ください。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着所、県庁、市役所、町役場（それらの支所を含む）、又は、自動車ターミナル法に規定するバスターミナルから概ね 500m 以内ということで、これは竜王駅となります。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他、許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し、受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。本件を担当している○番の〇〇委員が本日欠席となっております。地元委員の補足説明につきまして、口述書を預かっておりますので代読させていただきます。

地元農業委員として 10 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。借受人は、現在実家で親、兄らと一緒に住まいですが、今回、貸付人である親から申請地を借り受けて、一般住宅を建設したいとのこと。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 207 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 207 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 208 号＝

議長 続きまして、議案番号第 208 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 208 号。

権利の種類は賃借権設定です。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、面積が、田で 3,021 m<sup>2</sup>の内の 1,411 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字築切〇〇番地、西分一号の〇〇さん。借受人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、表土置場です。

転用の事由は、隣地の社会福祉施設の建設及び解体工事期間中、平成 30 年 6 月 20 日までとなっております。申請地を賃借し、職員及び工事関係者の駐車場として利用したい。

事業または施設の概要は、駐車場 648.00 m<sup>2</sup>、表土置場 135.00 m<sup>2</sup>、その他 628.00 m<sup>2</sup>。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路、南側が道路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、一時転用となっております。

農地区分は、第 1 種農地です。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。許可基準の該当事項は、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるもの。この案件につきましては、農地の復元確約書が添付されております。第 1 種農地につきましては、原則、転用不許可ですけれども、一時転用は農振除外の手続きが不要ということで、例外として認められております。周辺農地への影響や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。借受人は新拓において、社会福祉法人を運営しており、現在、施設の建設及び解体工事を行っております。今回の申請は、現在、行っている工事が終了する、平成 30 年 6 月 20 日までの間、工事関係者及び施設職員の駐車場を整備するものであります。貸付者も転用申請について承諾しており、隣接地への影響もないことから問題ないと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 208 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 208 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 209 号＝

議長 続きまして、議案番号第 209 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 209 号。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 563 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 950 m<sup>2</sup>、合計 1,513 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の親である〇〇さん。借受人は、白石町大字新拓〇〇番、新拓の子である〇〇さんです。

転用目的は、畜産用飼料置場及び農機具置場です。

転用の事由は、平成 16 年ごろより申請地の一部を造成し、米の除湿乾燥用冷蔵庫の収納庫としてコンテナハウスを設置して利用していた。この件につきましては、始末書添付です。また畜産、繁殖牛でございますが、規模拡大を図るにあたり、稲藁ロールや新規導入した農機具等の保管場所として整備したい。

事業または施設の概要は、畜産用飼料置場 400.00 m<sup>2</sup>。農機具置場 300.00 m<sup>2</sup>。コンテナハウス、これは既設の分です、8.00 m<sup>2</sup>。通路、その他 805.00 m<sup>2</sup>。

位置及び影響等は、東側が道路・宅地、西側が田、南側が田、北側は道路・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 5 月 11 日に軽微の変更として決定公告をされております。

議案位置図につきましては、21 ページから 22 ページをご参照ください。

農地区分は、農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項は、用途区分の変

更となっております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として10月31日に申請者及び事務局と現地確認を行いました。借受人は、現在、畜産業を営んでいる息子さんと連携して農業経営をされていますが、その畜産業等の規模拡大を図るにあたり、飼料置場や農機具置場が不足しているため、住宅近くの申請地に整備されるものです。既存の施設と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、また区長並びに生産組合長からも同意を得られていことから転用はやむを得ないと判断いたします。なお、無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第209号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第209号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第210号＝

議長 続きまして、議案番号第210号、4.「平成29年白石町農用地利用集積計画(11号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第210号、平成29年白石町農用地利用集積計画(11号)の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は5件となっております。

整理番号1番、買い手は北揚の〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字本谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の1筆で198㎡と田の3筆で4,547

m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 29 年 11 月 7 日、支払期限は平成 29 年 12 月 20 日。10a 当たりの対価は、畑が〇〇円、田が〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 152,480 m<sup>2</sup>になります。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は南区の〇〇さん。売り手は上区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字八平〇〇番、畑の 1 筆で 5,954 m<sup>2</sup>。利用目的は麦。所有権の移転時期は平成 29 年 11 月 7 日、支払期限は平成 30 年 1 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 149,167 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は大和の〇〇さん。売り手は大和の〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字百姓搦〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 5,043 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 29 年 11 月 7 日、支払期限は平成 29 年 12 月 20 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 206,407 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は戸ケ里の〇〇さん。売り手は新明 2A の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑 1 筆で 844 m<sup>2</sup>。利用目的は玉葱・ブロッコリーです。所有権の移転時期は平成 29 年 11 月 7 日、支払期限は平成 29 年 12 月 20 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 15,486 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は江北町の〇〇さん。売り手は深浦西分の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、〇〇番、畑 2 筆で 6,860 m<sup>2</sup>。利用目的は牧草です。所有権の移転時期は平成 29 年 11 月 7 日、支払期限は平成 29 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 106,534 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 6 ページにかけて 70 件の計画が提出されております。利用権の種類は賃借権設定が 69 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 43 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 30 件、再設定は 27 件でした。また、農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定されるものが 43 件です。今回の利用権の総面積は、351,917.92 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 3 件、個人によるものが 67 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 10 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満たすものとして、70 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限がございます。〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、

○番の○○委員、○番の○○委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。  
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

1 ページの所有権移転の整理番号が 4 番と 5 番の買い手が○○さんと○○さんの分ですが、同じ新開で 10a 当たり対価が○○円と○○円となっていますが、この差は何でしょうか。

○番 ○番の○○です。

整理番号 5 番の江北の○○さんについては、○番の○○さんと二人であっせんを担当しましたので報告いたします。買い手の○○さんは、現在、畜産農家で肥育牛を 300 頭飼っておられます。自宅と廻里江工区でされておりますが、自宅では規模拡大は限界があるということで、畜舎を少し改築して増築をされております。さらに、息子さんも戸ヶ里のほうに新築されまして、後継者もいるということで、さらに将来的には規模拡大を図り畜舎を建てるという構想を持っておられます。育苗センターから上のほうは、将来的には畜産団地を作りたいというような計画があるそうで、将来的には畜舎を建てるということで、だいたいあそこは○○円ぐらいで農地としては売買されていますが、畜舎を建てるということで○○円に設定をいたしました。

○番 要するに、牧草地としてではなく、畜舎の用地としてですか。

○番 息子さんもまだ若いので、将来的には畜産業の規模拡大を図りたいということで、それまでは牧草を作っておくということです。

○番 将来的には畜舎になる訳ですね。

○番 そういう計画らしいです。

○番 わかりました。

○番 ○番の○○です。

整理番号 4 番の件ですが、この件については、10a 当たり○○円となっておりますが、この場所は排水路の際とありますが、もとのパイプラインの導水の管が圃場の角のほうに出ていて、買受人がぎりぎり承諾できる○○円の 1 割引きで○○円ということで双方とも承諾を取っているところでございます。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 210 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 210 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 211 号～第 212 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 211 号、212 号一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について。農地の売渡し希望。

議案番号第 211 号。申出農地の表示。大字辺田字二本松〇〇番、田 2,606 m<sup>2</sup>、大字辺田字三本松〇〇番、田 2,417 m<sup>2</sup>、合計で 5,023 m<sup>2</sup>。両方とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字辺田〇〇番地、辺田の〇〇さんです。

議案番号第 212 号。申し出農地は、大字八平字新開〇〇番、田の 2,750 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、埼玉県さいたま市中央区本町西〇丁目〇番〇号、埼玉県の〇〇さんです。

以上、議案第 211 号から議案第 212 号まで 2 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 211 号、212 号、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 211 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 212 号。

○番 ○番と○番委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 211 号は○番○○委員と○番○○委員、212 号は○番○○委員と○番○○委員、よろしくをお願いします。

＝議案番号第 213 号＝

議長 続きまして、農地の買受希望、議案番号第 213 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の借り受け希望。

議案番号第 213 号。希望農地の条件、地域等につきましては、福富地区、大字福吉、大字福田地区内で、面積が 30a から 50a 以上の田畑、クリーク沿いということです。作付作物は蓮根を希望されております。借り受け希望です。あっせん申し出者は、白石町大字遠江○○番地、太原下の○○さんです。

以上、議案第 213 号、1 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 議案番号第 213 号、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくをお願いします。

議案番号第 213 号。

これは福富か福吉の委員さんでどうでしょうか。それと、太原下ということで私もですが。

○番 分かりました、探してみます。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 213 号は○番○○委員と 37 番○○委員、よろしくをお願いします。それでは担当をお願いします。

事務局長 農地の売渡し希望、議案番号第 211 号が○○、212 号が○○が担当をいたします。以後の連絡調整につきましては担当者へお願いいしたいと思います。

議長 以上、あっせん委員になられた方はよろしく申し上げます。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

① 第13回農業委員会総会の日時及び場所

② その他

- ・農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について(確定版)の配付
- ・農業委員会だより編集委員会について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時22分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員